

新潟市児童虐待防止等のためのSNS相談事業委託に係る 公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

児童虐待の対応に当たって、未然防止や早期発見に重点を置き、全国共通ダイヤル「189」による電話での受付に加え、SNSを活用した全国一元的な相談の受付システム「親子のための相談LINE」を開設しています。こどもや家庭からの相談窓口の選択肢を増やすため、今後もSNS相談事業を継続していくこととしています。

この要領は、新潟市児童虐待防止等のためのSNS相談業務を委託するにあたり、公募型プロポーザル方式により、優れた企画及び能力を有し最も適格と判断される事業者を選定するために必要な事項を定めるものです。

2 事業の概要

事業の概要は以下のとおりとします。

(1) 委託事業名

新潟市児童虐待防止等のためのSNS相談事業委託

(2) 業務内容

「新潟市児童虐待防止等のためのSNS相談業務委託仕様書」（以下、「仕様書」という。）のとおり。

(3) 委託期間

令和6年5月31日から令和7年3月31日まで

（開設準備期間：令和6年5月31日～令和6年6月30日

相談開始：令和6年7月1日）

(4) 委託料

15,146千円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とします。

・実績に基づき精算を行い、返還が発生する場合があります。

3 個人情報保護

業務に従事する者は、個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じるとともに、業務の実施に関して知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはなりません。また、委託期間が満了し、若しくは委託を取り消され、又はその職を退いた後においても同様とします。

4 参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす者としてします。

(1) 応募者の資格要件

- ア 応募者は、次の要件に該当する者としします。なお、応募者は当事業と別の応募者の構成員になることはできません。
- (ア) 委託契約における受託者として、契約責任を果たす能力を持ち、財政的健全性を有していること。
 - (イ) 仕様書に定める業務について、十分な業務遂行能力を有し、適正な執行体制を有していること。
 - (ウ) 新潟市入札参加資格名簿（業務委託）に登録されている、もしくは、市税（市外または県外に本社を置く法人の場合、本社が所在する市町村の税）を滞納していないこと。
 - (エ) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当していないこと。
 - (オ) 参加表明書及び提案書類提出時に、市競争入札参加有資格者指名停止等措置要領に基づく指名停止等の措置を受けていないこと。提出日から審査終了までの間に指名停止となった場合は、その時点で失格とします。
 - (カ) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。）
 - (キ) 役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 項に規定します暴力団、暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定します暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
 - (ク) 児童虐待又は児童福祉（こどもの養育等）に関する相談対応の実績があること。
- イ 共同企業体として応募する場合の要件は以下のとおりとしします。
- (ア) すべての構成員が上記ア. (ア) から(キ) の要件に該当すること。
 - (イ) 構成員のうち 1 者以上が上記ア. (ク) の要件に該当すること。
 - (ウ) 本市の対応窓口となり協定締結等の諸手続きを行い、事業遂行の責を負う者を代表事業者とすること。
 - (エ) 各構成員は、本プロポーザルに参加する他の応募者、共同企業体の構成員となることはできません。
- (2) 応募資格の制限
- 次に該当するものは、応募者の資格要件を満たしていても本プロポーザルの応募者及び共同企業体の構成員となることはできません。
- ア 「新潟市児童虐待防止等のための SNS 相談事業」事業者選定委員会の委員
- イ アが自ら主宰し、又は役員、顧問として実質的に関係する組織（研究所等を含

む) に所属する者

5 スケジュール

令和6年 4月 6日(土) 公募開始(新潟市ホームページに掲載)
4月16日(火) 説明会(会場:新潟市児童相談所)
4月18日(木) 質問提出期限
4月19日(金) 質問に対する回答(新潟市ホームページに掲載)
4月25日(木) 参加表明書提出期限
5月23日(木) 提案書の提出期限
5月30日(木) 選定委員会による審査
5月31日(金) 企画提案者への通知、結果公表、契約締結
7月 1日(月) 相談開始

6 説明会の開催

(1) 開催日

令和6年4月16日(火) 午前11時

新潟市児童相談所において、事業内容の説明会を実施します。

(2) 申込方法

参加申込みは、前日15日(月)午後5時までに電話またはFAXで、事業者名・参加人数・連絡先を新潟市児童相談所へ連絡してください。

(電話番号 025-230-7777 相談受理係)

7 質問の受付

(1) 受付期間

令和6年4月18日(木) 午後5時まで

(2) 質問内容

質問書(別紙1)を用いて、電子メールにより提出してください。

宛先: jiso@city.niigata.lg.jp

(3) 回答方法

質問に対する回答は、質問の受付後、令和6年4月19日(金)までに、回答を新潟市ホームページに掲載します。なお、質問に対する回答は本要領の追加または修正とみなします。

8 参加表明書の提出

当公募型プロポーザルに参加する者は、参加表明書を提出してください。

(1) 提出書類 それぞれ1部

- ア 参加表明書（別紙 2）単独で参加する場合にあつては 別紙 2-1、
共同企業体で参加する場合にあつては別紙 2-2
共同企業体協定書兼委任状（別紙 3）共同企業体で参加する場合のみ
- イ 新潟市入札参加資格名簿（業務委託）に登録がない場合は、納税証明書
（国税・県税・市税に未納がないことの証明書）

(2) 提出期限

令和 6 年 4 月 2 5 日（木）（当日消印有効）

(3) 提出方法

持参又は郵送

※持参の場合の受付時間は、土日祝日を除く午前 9 時から午後 5 時までとします。郵送の場合は、封筒に「参加表明書在中」と朱書きし、簡易書留等の配達記録が残る方法とします。

(4) 提出先

新潟市児童相談所 こども相談課 相談受理係
（〒951-8133 新潟市中央区川岸町 1 丁目 5 7 番地 1）

(5) 留意事項

参加表明書の提出がなかった者からの企画提案書等の提出は受け付けません。

9 企画提案書等の提出

(1) 提出書類及び提出部数 すべて 1 1 部（正本 1 部、副本 1 0 部）

- ア 企画提案書（様式・枚数任意）
- イ 実績説明書（別紙 4）
- ウ 経費見積書（任意様式）
- エ 組織の概要（別紙 5）
- オ 直近の財務資料（貸借対照表・損益計算書）
- カ 暴力団等の排除に关します誓約書兼同意書（別紙 6）

(2) 提出期限

令和 6 年 5 月 2 3 日（木）午後 5 時まで

(3) 提出先及び提出方法

持参又は郵送とします。持参の場合、平日は（祝祭日除く）午前 9 時から午後 5 時までとし、郵送の場合は最終日の午後 5 時までの必着とします。

提出先：新潟市児童相談所 こども相談課 相談受理係
（〒951-8133 新潟市中央区川岸町 1 丁目 5 7 番地 1）

(4) 提出書類の記載事項等

ア 企画提案書

次の各項目に従って提案内容を記載してください。（様式・枚数任意）

(ア) 事業実施方針

本委託業務を実施していく上での基本的な方針、本事業の目的達成に向けた工夫など記載してください。

(イ) 組織・相談体制

組織全体及び当該業務の受託体制、業務従事者の配置予定人数、配置予定の業務責任者の業務経験・兼務業務内容、配置予定の相談員の資格及びその実務経験・貴社での相談の実務経験・兼務業務内容、従事者の雇用形態・勤務ローテーションの状況、研修予定・人材育成方針、トラブル発生時の対応などについて記載してください。

(ウ) 実施環境・運用

情報セキュリティー・個人情報保護の取扱い、相談者への対応（想定している対応内容、本市の風土や環境に配慮した対応方法、混雑時の対処方法、虐待通告・その他緊急を要する相談への対応方法、関係機関との連携など）などについて記載してください。

(エ) 業務の検証

相談業務の取りまとめ方法、業務の検証・課題の分析方法などについて記載してください。

(オ) 独自の業務提案

相談者へのサービス向上に向けた取組、利用拡大に向けた工夫、その他独自提案などについて記載してください。

(カ) その他

その他アピールポイントなどがあれば記載してください。

イ 実績説明書（別紙4）は、これまで実施した児童福祉（こどもの養育等）に関する相談対応を記載し、また、その内容が分かる資料（任意資料）を提出してください。実施又は受注数が多い場合は、年度が新しい順に8つまでの相談対応の記載及び資料を添付してください。

ウ 経費見積書

(ア) 本事業に必要な経費（人件費など）は全て計上すること。

(イ) 経費見積書は、企画案の審査を行う際の参考にするもので、契約締結の際は再度見積書の提出を求めます。

エ その他

- ・企画提案書については、A4判の横向き（上下開き）とします。カラー・モノクロのいずれも可とします。
- ・社名等は正本のみに記載し、副本には提案者が特定できるもの（社名、社章等）を一切記載しないでください。
- ・ホチキス止めや製本はせず、クリップ止めで提出してください。

- ・企画提案書提出後の追加や修正は認めず、提出資料は一切返還しません。

10 企画提案書の審査及び選定

(1) 選定委員会の開催日

令和6年5月30日（木）午後

(2) 審査方法

「新潟市児童虐待防止等のためのSNS相談事業」事業者選定委員会（以下「委員会」という。）において、提出書類及びプレゼンテーションについて総合的に審査し、最も優れていると認められる者を1者選定します。

審査に当たっては、選定委員が以下（3）の審査事項ごとに得点を付与し、各選定委員の合計点の平均が60点以上の者のうち、最高点を付けた選定委員数が最も多い者を契約候補者として決定します。

最高点を付けた選定委員数が最も多い者が2者以上いる場合は、総合得点が最も高い者を契約候補者として選定します。

提案者が1者の場合は、選定委員全員による評価を実施し、各選定委員の合計点の平均が60点以上の場合に限り、当該者を契約候補者として決定します。

なお、提案者数にかかわらず、審査項目のうち、1つ以上著しく採点の低い項目があった場合は契約候補者としません。

(3) 提案者による提出書類に基づくプレゼンテーション

選定委員会は非公開とし、開催日時等の詳細は参加表明事業者に対し別途通知します。

- ・プレゼンテーションの持ち時間は20分以内とし、この後委員から提案者に対し質疑を行います。（質疑は10分程度）
- ・提出した企画提案書以外の資料の配付は認めません。
- ・プレゼンテーションは、あらかじめ提出した提案書をもとに、資料を画面に表示しながら行うこととします。別途プレゼンテーション用の資料の表示は認めません。
- ・出席者は1提案者につき、3名までとします。
- ・審査内容に係る質問や異議及び公表前の審査結果についての問い合わせは一切受け付けません。

(4) 審査項目、審査基準及び配点

審査項目、審査基準及び配点は、以下のとおりとします。

審査基準	配点
ア 事業の趣旨や必要性を十分に理解しているか。	20
イ SNS相談を実施できる組織体制となっているか。また、個人情報や相談者のプライバシーに配慮した環境が整っているか。	20
ウ 相談対応の経験などから適切な業務遂行能力が認められるか。	10
エ 虐待や自死などが疑われる相談に対して、適切な対応方法が示されているか。	20
オ 相談者へのサービス向上に向けた取組（相談者の居住地を配慮した対応など）、利用拡大に向けた工夫、その他独自提案などがあるか。	20
カ 必要な経費が適切に積算されているか。	10
計	100

(5) 審査結果の通知及び公表

委員会による審査の終了後、速やかに各企画提案者に対し選定結果をメールにて通知します。公表については、選定された候補者の名称、総合得点、参加者の名称等を新潟市ホームページにおいて公表します。なお、審査経過に関する質問には回答しません。

(6) 欠格事由

次のいずれかに該当する場合は、応募者を失格とします。

- ア 提出された企画提案書等に記載されている文字の判読が困難である場合又は意味が不明である場合
- イ 本募集要領及び仕様書に従っていない場合（書類上の軽微な誤りを除く。）
- ウ 同一の応募者が2以上の企画提案書を提出した場合
- エ 企画提案方式による公正な企画提案の執行を妨げた場合
- オ その他企画提案者として適切でない行為をしたと選定委員会が判断した場合

(7) その他

(1)により決定された者が辞退した場合は、(1)による総合得点が次点の者（各評価委員の合計点の平均が60点以上の者に限る。）を契約候補者として決定します。

1 1 契約の締結

本市は、選定委員会が選定した委託契約候補者と委託契約の締結交渉を行い、前記2（4）の委託料の範囲内で契約を締結します。その際、提案内容の一部を変更することがあります。なお、その者が地方自治法施行令第167条の4の規定のいずれかに該当することとなった場合、契約の締結を行わないことがあります。

また、選定された者と協議が整わない場合にあつては、次点者と協議のうえ契約を締結する場合があります。

1 2 その他

- （1）提出された書類の一切は、原則として返却しません。
- （2）企画提案に要する一切の費用は、全て提案者の負担とします。
- （3）本業務により得られる成果は、全て市に帰属するものとします。
- （4）提出された企画提案書等は、応募者に無断で選定目的以外に使用しません。
- （5）提出された企画提案書は、複製する場合があります。

1 3 問い合わせ先

〒951-8133

新潟市中央区川岸町1丁目57番地1

新潟市児童相談所 SNS相談事業 プロポーザル担当

電話番号 025-230-7777 FAX 025-230-7823

E-Mail jiso@city.niigata.lg.jp